

白寿園ショートステイサービス

指定(介護予防)短期入所生活介護事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人白寿会が設置経営する白寿園ショートステイサービス（以下「事業所」という。）が行なう指定（介護予防）短期入所生活介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の管理者及び生活相談員、介護職員、看護職員、栄養士、調理員（以下「従業者」という。）が、要介護状態にある高齢者に対して適正な指定（介護予防）短期入所生活介護を提供することを目的とする。

(基本方針)

第2条 事業所の従業者は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の援助及び機能訓練を行なうことにより、社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

(運営の方針)

第3条 指定(介護予防)短期入所生活介護の提供にあたっては、事業所の従業者は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練の援助を行うことによって、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることとし、事業所において提供する指定(介護予防)短期入所生活介護は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。

- 2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供を努めるものとする。利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、利用者及びその家族のニーズを的確に捉え、個別に短期入所生活介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。
- 3 利用者又はその家族に対し、サービスの内容及び提供方法について分かりやすく説明する。
- 4 適切な介護技術をもってサービスを提供する。
- 5 常に、提供したサービスの質の管理、評価を行う。
- 6 居宅サービスが作成されている場合は、当該計画に沿った(介護予防)短期入所生活介護を提供する。

(事業所の名称)

第4条 事業所の名称は、次のとおりとする。

白寿園ショートステイ

(事業所の所在地)

第5条 事業所の所在地は、次のとおりとする。

磐田市掛塚3 1 7 2 番地（白寿園2階）

(職員の職種、員数及び職務内容)

第6条 事業所に勤務する管理者及び職員等の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1 人 （常勤・兼務）
管理者は、事業所の職員等の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 生活相談員 1 人以上 （常勤・兼務）
生活相談員は、利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう、事業所内のサービスの調整、居宅介護支援専門員、支援事業所等他の機関との連携において必要な役割を果たす。
- (3) 看護職員 1 人以上（非常勤・兼務）
看護職員は、健康チェック等を行なうことにより利用者の健康状態を的確に把握すると共に、利用者が各種サービスを利用するために必要な処置を行う。
- (4) 介護職員 7 人以上(常勤換算)
常勤換算方法で、利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上介護職員は、指定（介護予防）短期入所生活介護の提供にあたり利用者の心身の状況等を的確に把握し、利用者に対し適切な介助を行う。
- (5) 管理栄養士 1 人以上
利用者の健康状態に合わせ適切な栄養管理に基づいた食事の提供を行なう。
- (6) 運転手 1 人以上
- (7) 調理員 食事は外部委託

(勤務体制の確保)

第7条 事業所は、適切な指定（介護予防）短期入所生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの（ハラスメント）により従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる。

(利用定員)

第8条 指定（介護予防）短期入所生活介護の利用定員は20名とする。また、併設の特別養護老人ホーム白寿園において、入所者に利用されていない居室又はベッドを利用した指定（介護予防）短期入所生活介護事業も行う。

（指定（介護予防）短期入所生活介護の内容）

第9条 指定（介護予防）短期入所生活介護の内容は次のとおりとする。

- (1) 送迎サービス
利用者については、専用車両により送迎を行なう。また、必要に応じて送迎車両への昇降及び移動の介助を行う。
- (2) 健康状態の確認及び処置
利用者の健康チェック及び各種サービスを利用するために必要な処置を行う。
日常生活上の援助
- (3) 日常生活動作能力において必要な介助を行う。
入浴サービス
- (4) 利用者の身体状況にあった必要な入浴サービスを提供する。
食事サービス
- (5) 食事の提供及びその食事摂取の介助、その他必要な食事の介助を行う。
相談、助言等に関すること
- (6) 利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言を行う。

（（介護予防）短期入所生活介護計画の作成等）

第10条 （介護予防）短期入所生活介護の提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている状況並びに家族等介護者の状況を十分に把握し、個別に（介護予防）短期入所生活介護計画を作成する。また、すでに居宅サービス計画が作成されている場合は、その内容に沿った（介護予防）短期入所生活介護計画を作成する。

- 2 （介護予防）短期入所生活介護計画の作成、変更の際には、利用者又は家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。
- 3 利用者に対し、（介護予防）短期入所生活介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。

（（介護予防）短期入所生活介護利用料）

第11条 事業所が提供する（介護予防）指定短期入所生活介護の利用料は、介護報酬の告示上の額とする。但し、次に掲げる項目については別に利用料金の支払を受ける。

- (1)食費・滞在費及び理美容代は実費徴収とする。
- (2)前号に掲げるものの他介護の中で提供されるサービスのうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが適当と認められる費用は実費徴収とする。
- (3)第12条の通常の事業実施地域を越えて行う（介護予防）指定短期入所生活介護に要した交通費は、その自費を徴収する。
・通常の事業の実施地域を超えた時点から片道1km毎80円

- 2 前項の費用の支払を含むサービスを提供する際には、事前に利用者又はその家族に対して必要な資料を提示し、当該サービスの内容及び費用を説明したうえで、利用者の同意を得る。また、併せて、その支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受け
る。
- 3 利用料の支払いは、現金又は銀行口座振込又は郵便振替により、指定期日までに受け
る。

（通常の事業の実施地域）

第12条 通常の事業の実施地域は磐田市（旧豊岡村を除く）の区域とする。

（サービス提供記録の記載）

第13条 指定（介護予防）短期入所生活介護を提供した際には、その提供日及び内容、当該指定（介護
予防）短期入所生活介護について、利用者に代わって支払いを受ける介護報酬の額、その他
必要な記録を所定の書面に記載する。

（秘密保持）

第14条 事業所の従業者は、業務上の知り得た利用者又はその家族の秘密保持を厳守する。事業所
の従業者であった者に、業務上の知り得た利用者又はその家族の秘密保持を厳守させるた
めに、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持させるべき旨を、従業者との
雇用契約の内容とする。

（苦情処理）

第15条 提供した指定（介護予防）短期入所生活介護に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ
適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、
利用者又は家族に対する説明、記録の整備、その他必要な措置を講ずるものとする。

（損害賠償）

第16条 利用者に対する指定（介護予防）短期入所生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した
場合には、損害賠償を速やかに行なう。

（虐待の防止）

第17条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ず
るものとする。

(1)虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者へ周知徹底を図る。

(2)虐待防止のための指針の整備

(3)従業者に対し虐待を防止するための定期的な研修の実施

(4)前3号に掲げる措置を適切に実施すめたるの担当者の設置

（身体拘束）

第18条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

(1)身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。

(2)身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。

(3)介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

（事故発生時の対応）

第19条 事業所は、事故の発生又はその再発を防止するため、事故が発生した場合の対応、報告やその起因する原因、分析や改善策の方法等が記載された事故発生防止のための指針を整備する。また、事故発生防止のための委員会及び従業者に対する研修については、担当者を設置し定期的に行うものとする。

2 事業所は、利用者に対する指定（介護予防）短期入所生活介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに当該利用者の家族等及び市に連絡を行うとともに必要な措置を講じるものとする。

（衛生管理）

第20条 指定（介護予防）短期入所生活介護に使用する居室及び備品等を清潔に管理し、定期的な消毒を実施する等、常に衛生管理に十分留意するものとする。

2 事業所は、当該施設において感染症が発生し、又はまん延しないように、委員会の設置、指針の整備、研修及び訓練の実施等必要な措置を講じる。

（緊急時における対応方法）

第21条 従業者は、指定（介護予防）短期入所生活介護の実施中に利用者の状態が急変等、緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告す

るものとする。

(非常災害対策)

- 第22条 管理者は静岡県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する規則に基づき、非常災害に対する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報体制及び関係機関との連携体制並びに避難及び誘導の体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、月に1回、避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行うものとする。
- 2 事業者は、周辺の環境を踏まえて、かつ、地震、風水害、火災その他非常災害の種別に応じて前項に規定する計画を作成する。
 - 3 事業者は、第1項に規定する訓練を行うに当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるとともに、地域で実施される防災訓練等への参加する等地域との連携を重視する。
 - 4 事業者は、従業者を防災に関する研修に参加させる等従業者の防災教育に努めなければならない。
 - 5 事業者は、非常災害に備え食料、飲料水その他生活に必要な物資の備蓄に努めるものとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

- 第23条 指定(介護予防)短期入所生活介護を利用する者は、事業所の施設、設備をその本来の用途に従って利用するものとする。
- 2 利用者は、事業所の施設、設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損した場合には、原状に復するか、相当の代価を支払うものとする。
 - 3 利用者は、サービス従事者又は他の利用者に対して、迷惑を及ぼすような行為をしないものとする。

(その他運営についての留意事項)

- 第24条 事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
- (1) 採用時研修 採用後1か月以内
 - (2) 階層別研修 随時
 - 2 事業者は、全ての指定(介護予防)短期入所生活介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じる。
 - 3 従業者等は、その勤務中常に身分を証明する証票を携行し、利用者又は家族から求められたときは、これを提示する。
 - 4 事業所は、この事業を行うため、ケース記録、利用者負担金収納簿、その他必要な記録、帳簿を整備する。

- 5 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 6 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、社会福祉法人白寿会と事業所の管理者が定めるものとする。

附則

この規程は、平成 1 2 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 1 5 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 1 7 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 2 5 年 1 2 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 2 8 年 1 1 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。